令和 6 年 9 月 6 年 住 企 境 里 土 路 市 市 市

# まちづくりユニバーサルデザインガイドラインの改訂について

#### 1 概 要

### (1) まちづくりユニバーサルデザインガイドラインとは

すべての人にやさしいまちづくりを実現するため、ユニバーサルデザインの考え 方を基に、主に設計者、施工者、管理者等のまちづくりに携わる方々に向けたガイ ドライン(手引書)として、平成16年に策定したものです。

### (2) ガイドラインの改訂について

このガイドラインは、策定から約20年が経過し、この間、社会環境も大きく変化していることなどから、今般の「ひとにやさしいまちづくり推進指針」の策定に併せ、改訂を行うこととしています。

改訂に当たっては、現行基準や新しい考え方に基づき内容を改めるとともに、先 進事例やインクルーシブなど新たな視点を取り入れた事例の紹介など、ニーズの変 化や多様性などに対応できるように見直しを行う予定です。

このガイドラインの改訂案については、推進指針の内容とも関わりが大きいことから、次回のひとにやさしいまちづくり推進協議会に提案したいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

### 2 改訂イメージ

項目	改訂内容
①基本理念	・令和6年度に策定予定の「ひとにやさしいまちづくり推進指針」の反
	映、その他文言整理等
②設計への	・建築物、道路、市街地におけるユニバーサルデザイン(設計のポイン
配慮事項	ト、図解等)について、現行基準や新しい考え方に修正・追加等
③事例紹介	・主な先進事例やインクルーシブなどの新たな視点を取り入れた事例の
	紹介等

# 3 改訂に係る主なスケジュール (予定)

- 6月 現行ガイドラインに対する意見徴収(関係団体)
- 9月 第1回ひとにやさしいまちづくり推進協議会へ報告(改訂の概要)
- 11月 素案に対する意見徴収(関係団体等)
- 1月 第2回ひとにやさしいまちづくり推進協議会へ提案(最終案)
- 3月 ガイドライン改訂・公表

### まちづくりユニバーサルデザインガイドライン(抜粋)

# ●出入口

## ◎設計のポイント -

- ①車いす使用者が、円滑に通行できる幅を確保する。
- ②段差や障害物を設けない。
- ③戸の前後のスペースは、車いす使用者が転回できる広さを確保する。
- ④引き戸か、重いす使用者が円滑に開閉できる構造の開き戸とする。
- ⑤戸は重いもの等は避け、容易に開閉できるものにする。
- ⑥ハンドルは、引き戸は棒状、開き戸はレバー式等の操作しやすい形状にする。
- ⑦小窓を設け、室内の様子がわかるようにする。
- ⑧ガラス戸を使用する場合は、合わせガラス又は強化ガラス等とし、衝突を防止するため、子供の目の高さと大人の目の高さに横桟等の目印を入れる。
- ⑨戸と周囲の壁の色は、色彩及び明度の差を大きくし、境がわかるようにする。 ⑩室名表示板
- 大きめの文字や図を用いる。
- ・周囲の色と色彩及び明度の差を大きくする。
- 壁面の目の高さに設けるものと、壁面から突き出した形状のものを設ける。
- ・壁面に設ける表示板は、文字表示に加え、点字表示や浮き彫り文字で表示し、 手前に点状プロックを敷設する。
- ・突き出した形状の表示板は、通行に支障がない高さに設ける。

#### ◎管理のポイント -

・出入口の周辺に置く会場案内等の立て看板は、通行に支障がない場所とし、 特に車いす使用者、視覚障害の方に配慮をする。

#### ◎利用者の意見

・室内のレイアウト等を、出入口の周辺や戸の引き手等に点字表示、触知図等で表示してください。



#### 室名表示の例



